

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	14-2
許認可等の種類	第1種動物取扱業の登録の更新			
根拠法令条例等・条項	動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項			
許認可等の概要	第1種動物取扱業の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ○動物の愛護及び管理に関する法律第13条 (登録の更新) 第13条 第10条第1項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 第10条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、前項の更新について準用する。 3 第1項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>○動物の愛護及び管理に関する法律第10条は、14-1「動物取扱業の登録」に記載。 ○動物の愛護及び管理に関する法律第12条は14-1「動物取扱業の登録」に記載。 ○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			